



附 則（昭和三〇年七月一日政令第一〇四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年一月一〇日政令第三三七号）抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和三十二年一月十日）から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。